

【2011年度 労働者災害補償保険法】

【ココだけは絶対に外せない！！】

※ 会社員などお仕事をされていて勉強時間が限られる方はこちらから優先して勉強すると良いでしょう。過去問によく出題されている箇所優先で選びました。**優先すべき箇所は太文字表示しております。**

第1回講義	総則・適用事業・適用除外・暫定任意適用事業	P 246～P 253
第2回講義	業務災害の認定・ 通勤災害	P 255～P 260
第3回講義	給付基礎日額①	P 262～P 264
第4回講義	給付基礎日額②	P 263～P 269
第5回講義	療養補償給付・休業補償給付①	P 271～P 273
第6回講義	休業補償給付② ・傷病補償年金	P 274～P 277
第7回講義	障害補償給付①	P 279～P 282
第8回講義	障害補償給付②	P 282～P 287
第9回講義	遺族補償年金①	P 289～P 292
第10回講義	遺族補償年金②	P 293～P 295
第11回講義	遺族補償一時金 ・葬祭料・ 介護補償給付	P 295～P 299
第12回講義	二次健康診断等給付 ・死亡の推定・未支給・内払い・充当	P 299～P 307
第13回講義	支給制限・ 他の社会保険との調整 ・ 第三者行為災害	P 307～P 311
第14回講義	事業主の民事損害賠償・社会復帰等促進事業	P 311～P 315
第15回講義	特別支給金	P 315～P 319
第16回講義	費用の負担・ 費用徴収 ・通勤災害に係る一部負担金・ 不服申立て	P 321～P 324
第17回講義	時効 ・ 特別加入者	P 325～P 331

労働者災害補償保険法 第1回 講義資料

P252 2. 暫定任意適用事業

① 農業

※ 農業 + 個人経営 + 常時5人未満 → 原則として任意適用。

(例外) 次のいずれかに該当するときは、強制適用になる。

- ア 一定の危険又は有害な作業を主として行う事業
- イ 農業関係の特別加入をしている事業主が行う事業

② 水産業 … 次のいずれかに該当すれば、任意適用。

※ 水産業 + 個人経営 + 常時5人未満 + **総トン数5トン未満の漁船**により操業

※ 水産業 + 個人経営 + 常時5人未満 + **河川、湖沼又は特定の水面において**
主として操業するもの

(5トン未満という制限はない!!)

③ 林業 … 次の3つの条件を満たせば任意適用。

- ※ 個人経営の林業
- 常時使用する労働者が1人もいないこと
- 年間の使用延労働者数が300人未満であること

労働者災害補償保険法 第3回 講義資料

P262 1. 給付基礎日額

(原則) 給付基礎日額は、労働基準法第12条に規定する平均賃金に相当する額である。

→ 算定事由発生日以前3ヵ月間に支払われた通常の賃金の総額をその期間の総日数で除して得た額

(原則) 月給制の人の場合			算定事由発生日
5月	6月	7月	
31日	30日	31日	
(月給20万)	(月給20万)	(月給20万)	
算定事由発生日以前3箇月間の賃金総額			60万円
算定事由発生日以前3箇月間の総日数			92日

- 算定事由発生日 ① 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生した日
② 医師の診断によって、疾病の発生が確定した日

(例外) 賃金が労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払その他の請負制によって定められた場合

例えば、日給 1 万円で働く人

5 月	6 月	7 月	算定事由発生日 (例えば解雇通告した日)
15 日	8 日	20 日	
(15 万円)	(8 万円)	(20 万円)	

原則の総日数で割ってしまうと賃金の平均が低くなり、労働者のもらう手当ての額も少なくなってしまう場合がある。(そこで最低保障額を設ける。)

算定事由発生日以前 3 箇月間の賃金総額	→	43 万円	
算定事由発生日以前 3 箇月間の総日数		92 日	
算定期間中の賃金の総額	×	60	→
算定期間中に労働した日数		100	→
		43 万円	×
		60	
		43 日	×
		100	

※ 上の 2 つを比べて多い方の額を採用する。

(特例①) 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の事由による負傷又は疾病のために休業した期間がある場合

月給制の人の場合

5 月	6 月	7 月	算定事由発生日
31 日	30 日	31 日	
(月給 20 万)	(月給 20 万)	(月給 20 万)	

(例) 6 月は、業務外の傷病による療養のために休業したので、その時の賃金がもらえなかった。

算定事由発生日以前 3 箇月間の賃金総額	→	60 万円 - 20 万円
算定事由発生日以前 3 箇月間の総日数		92 日

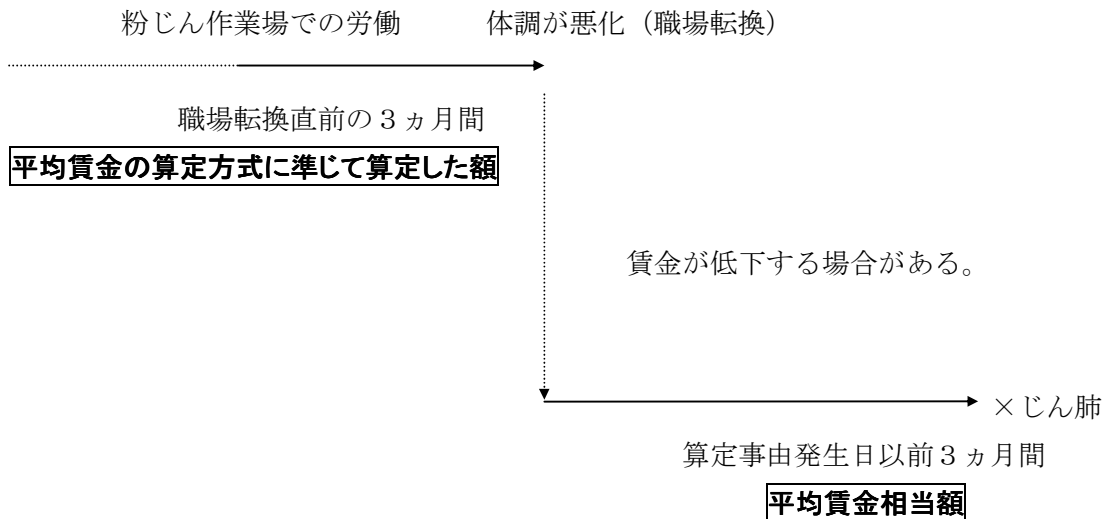
※ これでは賃金の平均が下がってしまうので、分母の総日数も休業日分控除する。

60 万円 - 20 万円	
92 日 - 30 日(休業日)	

※ 両者を比べて高い方の金額とする。

(特例②) じん肺にかかったことにより保険給付を受けることとなった場合

→ 職場転換直前の3ヵ月について、**平均賃金の算定方式に準じて算定した額**が、**平均賃金相当額**を上回る場合は、その**平均賃金の算定方式に準じて算定した額**を給付基礎日額とする。



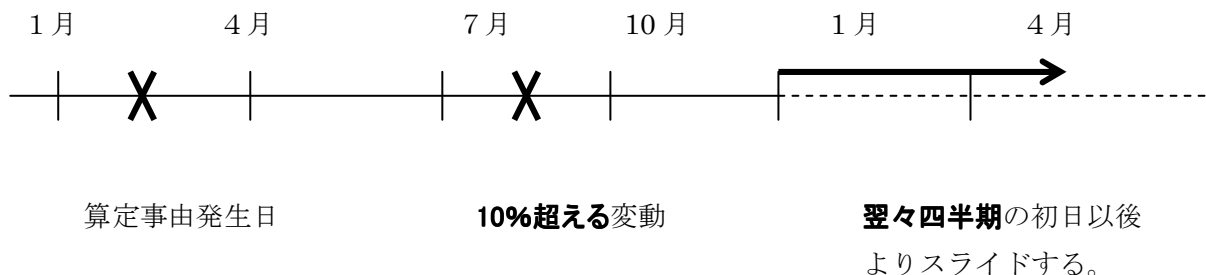
※ 平均賃金の算定方式に準じて算定した額と平均賃金相当額とを**比較して高い方の額**を給付基礎日額とする。

労働者災害補償保険法 第4回 講義資料

P266 2. 休業給付基礎日額

(重要ポイント)

1. **四半期**ベースであること。
(四半期 …… 1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月)
2. 四半期ごとの平均給与額が、原則として、算定事由発生日の属する四半期の平均給与額の**100分の110を超え、又は100分の90を下る**変動があること。
3. スライド制の適用は上記2のような変動により、上昇し、又は低下するに至った四半期の**翌々四半期**に属する最初の日以後に支給すべき事由が生じた休業補償給付又は休業給付から
4. 年齢階層別の最低限度額・最高限度額は、**療養開始後1年6箇月経過後**の者に適用する。

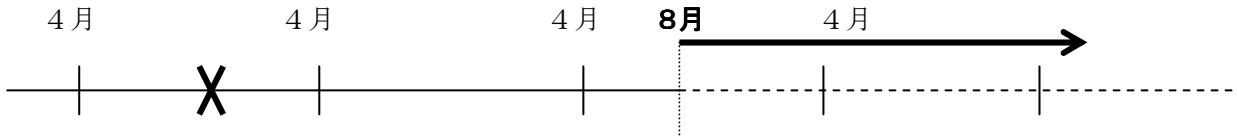


※ 年齢階層別にかかる年齢 …… 休業 (補償) 給付を支給すべき事由が生じた日の属する**四半期の初日**における労働者の年齢

P267 3. 年金給付基礎日額

(重要ポイント)

1. 年度ベースであること。
2. スライド制の適用は、算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後から。
3. 年齢階層別の最低限度額・最高限度額は、年金が支給される最初の月から適用される。



算定事由発生日

※ 年齢階層別にかかる年齢

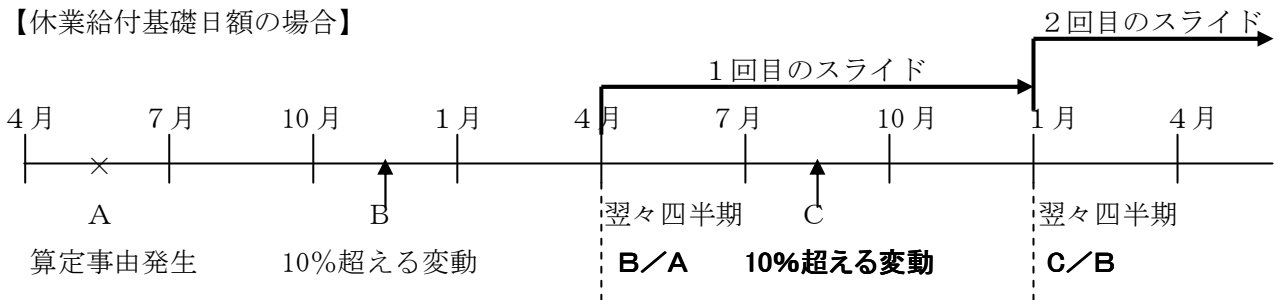
傷病（補償）年金、障害（補償）年金 … 当該受給権者の8月1日における年齢

遺族（補償）年金 … 死亡した労働者が生存していると仮定した場合の8月1日における年齢

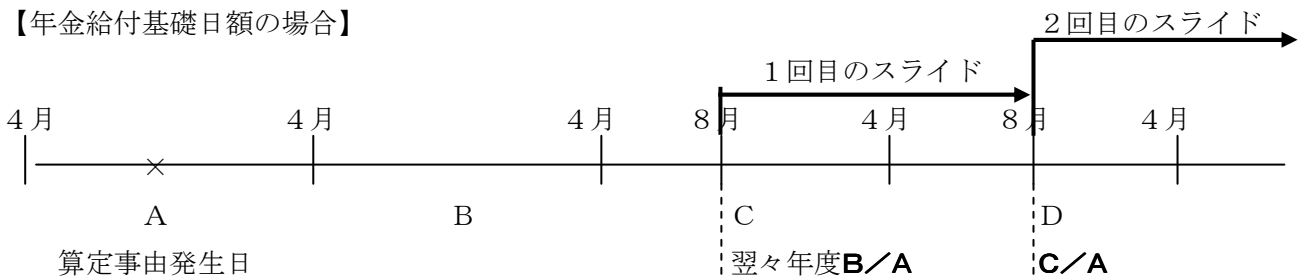
	スライド制	年齢階層ごとの最低限度額・最高限度額
年金たる保険給付	適用する。	適用する。
休業補償給付・休業給付	適用する。	療養開始後1年6個月経過した長期療養者に限り適用する。
一時金たる保険給付	適用する。	適用しない。

★ 2回目以降のスライドについて

【休業給付基礎日額の場合】

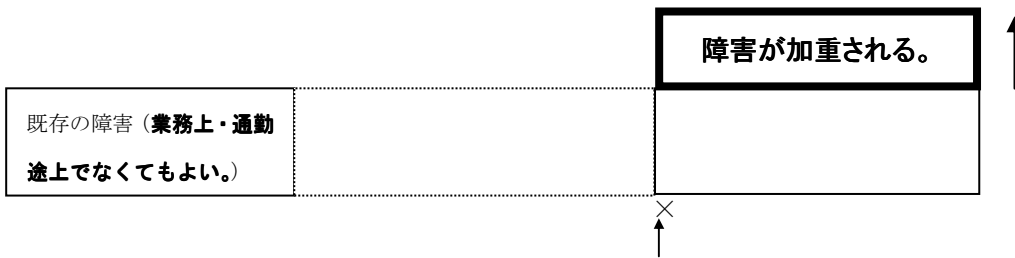


【年金給付基礎日額の場合】



労働者災害補償保険法 第8回 講義資料

P 282 3. 加重障害（障害補償給付）



業務災害(通勤災害の場合もあり)により同一部位についての障害が悪化。

(加重障害には3つのケースがある)

既存の障害 加重後の障害

(a) 年金 → 年金

加重後の障害等級の年金 - 既存の障害等級の年金 (差額支給)

(例) 障害等級7級の障害補償年金 → 業務災害(同一部位)で障害等級5級に加重。

この場合は … 既存の7級(年金) + 5級-7級(年金)

(b) 一時金 → 一時金

加重後の障害等級の一時金 - 既存の障害等級の一時金 (差額支給)

(例) 障害等級12級の障害補償一時金 → 業務災害(同一部位)で障害等級8級に加重。

この場合は … 8級-12級(一時金)

(c) 一時金 → 年金

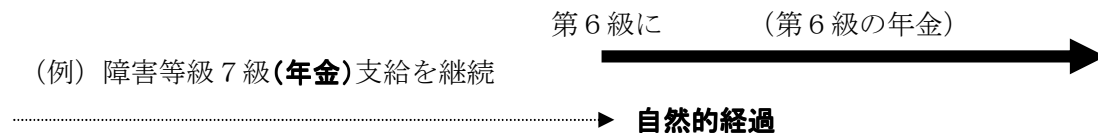
加重後の障害等級の年金 - 既存の障害等級の一時金 × 25分の1

(例) 障害等級8級の障害補償一時金 → 業務災害(同一部位)で障害等級7級に加重。

この場合は … 7級 - 8級 × 25分の1(年金)

P 284 4. 障害等級の改定（障害補償年金の改定）

※ 障害補償年金（第1級から第7級）を受ける労働者について、その障害の程度が自然的な経過によって増進し、又は軽減した場合、新たな障害等級に応ずる障害補償年金又は障害補償一時金を支給する。

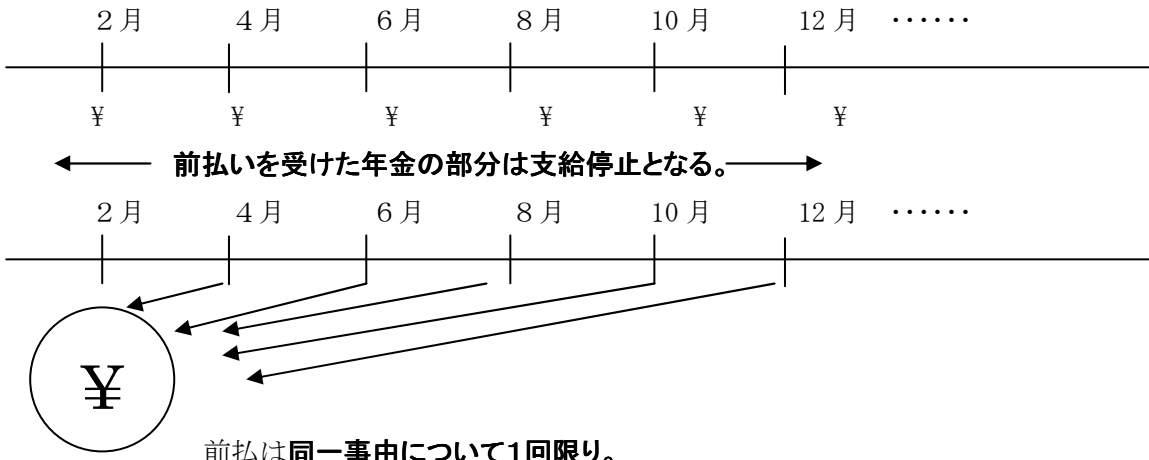


第8級に (第8級の一時金)

(注意点) 障害補償一時金を受給した者の障害の程度が、自然的な経過によって増進又は軽減しても、新たな年金や一時金が支給されることはない。(一時金は1回限りの支給だから)

P 285 3. 障害補償年金前払一時金

(本来障害補償年金はこのような形で支給されるが・・・)



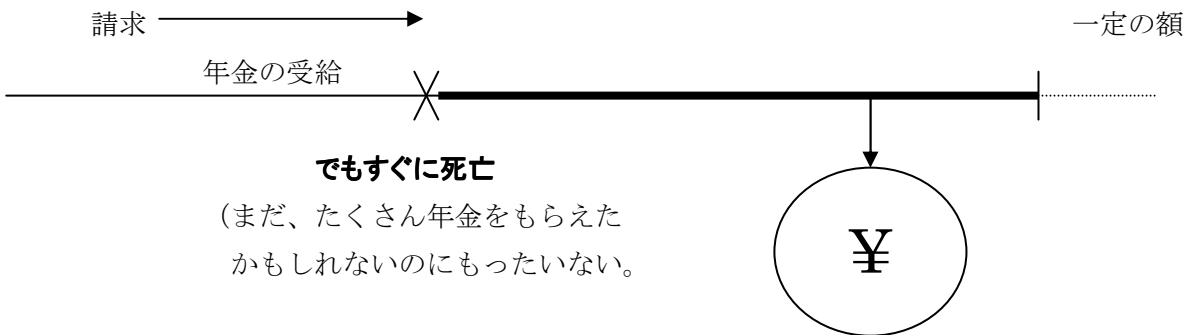
前払は同一事由について1回限り。

※将来支給を受ける年金を一定の金額の範囲で前払いとしての一時金を受けることができる。

(一定の範囲) 例. 障害等級1級 → 給付基礎日額の200、400、600、800、1000、1200、1340日分のうち、受給権者が選択した額(算定事由発生日の属する年度の翌々年度の8月以後に請求があった場合はスライド後の額)

P 286 4. 障害補償年金差額一時金

※ 障害補償年金を受け始めたばかりの人がいたが、すぐに亡くなってしまった。



※ そこで一定の額の範囲から今まで死亡した受給権者が受けた障害補償年金と障害補償年金前払一時金の合計額との差額を一時金として支給する。(差額一時金)

(一定の額の範囲)

例. 障害等級1級ならば → 給付基礎日額の1340日分

差額一時金は 給付基礎日額の1340日分 - 障害補償年金と障害補償年金前払一時金の合計額

(一定の遺族の範囲)

1. 労働者の死亡の当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
2. 労働者の死亡の当時生計を同じくしていなかった配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

労働者災害補償保険法 第9回 講義資料

P 290 2. 遺族補償年金

(重要) 遺族の数について

※ 遺族補償年金の額の計算の基礎となる遺族の数は、**受給権者自身と受給権者と生計を同じくしている受給資格者の合計数**である

但し、55歳以上60歳未満であって一定の障害に該当しない夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹は受給資格者ではあるが、**60歳に達するまで、遺族補償年金の額の計算の基礎となる遺族の数に含まない。**

(出題例-1)

労働者が業務上の事由によって死亡した当時、当該労働者の収入により生計を維持していた遺族として、当該労働者の父親(労働者の死亡の当時満65歳)、母親(同満52歳)、及び娘(同満5歳)がおり、どの遺族も一定の障害の状態にない場合、遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の人数は2人であり、給付基礎日額の201日分が支給されるこの時の受給権者は当該労働者の父親である。

→ 解答 × この場合の受給権者は娘(労働者の子)である。(同法第16条の2第3項)

(出題例-2)

業務災害による労働者の死亡の当時その収入により生計を維持していた遺族が、妻(満29歳)、子(満5歳)、父(満62歳)及び母(満59歳)でどの遺族も一定の障害にない場合は、遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の人数は4人で給付基礎日額の245日分が妻に支給される。

→ 解答 × 若年支給停止されている受給資格者は遺族補償年金の年金額の算定の基礎となる遺族には含まれない。よって、**満59歳の母親は人数に含まれず**、遺族の人数は3人であり、給付基礎日額の223日分が妻に支給される。(同法第16条の3、別表1、法附則第43条第3項)

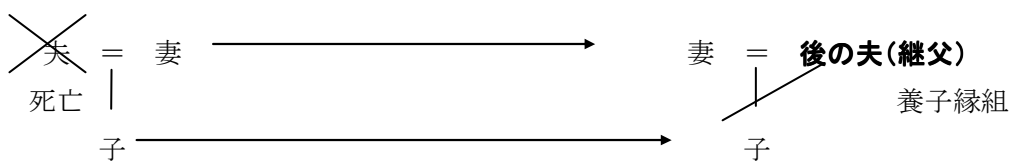
労働者災害補償保険法 第10回 講義資料

P 293 3. 遺族補償年金の受給権の消滅及び受給資格の喪失

ウ 直系血族又は直系姻族**以外**の者の養子となったとき

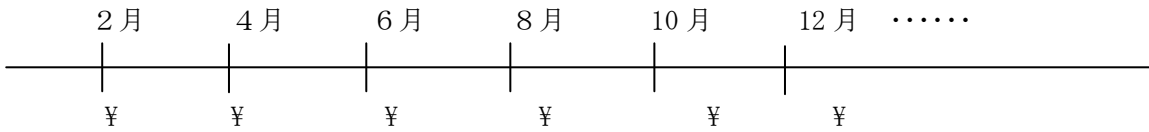
(ア) 直系血族の例 … 祖父母と養子縁組した場合**(受給権又は受給資格は消滅しない。)**

(イ) 直系姻族の例 … 継父と養子縁組した場合 **(受給権又は受給資格は消滅しない。)**



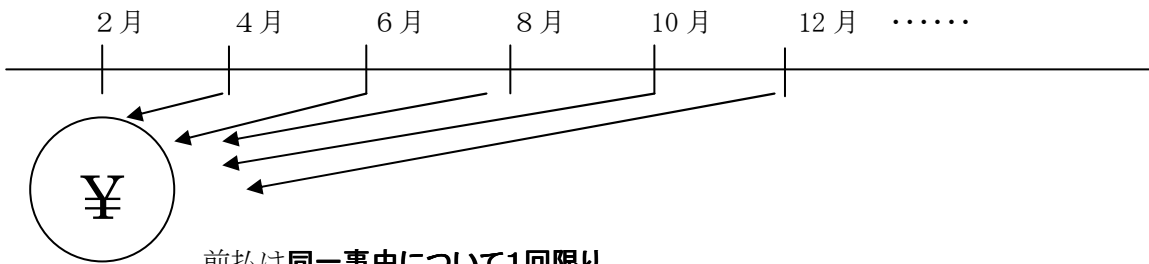
P 294 3. 遺族補償年金前払一時金

(本来遺族補償年金はこのような形で支給されるが・・・)



※ しかし、労働者が死亡した直後にまとまったお金が必要なケースが多い。

← 前払いを受けた年金の部分は支給停止となる。 →



前払は同一事由について1回限り。

※将来支給を受ける年金を一定の金額の範囲で前払いとしての一時金を受けることができる。

(一定の金額の範囲) 給付基礎日額の1000日分を限度として、以下の額から**選択する額**を支給する。

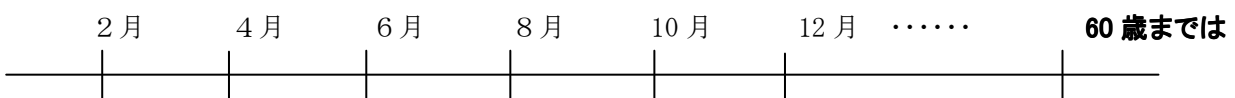
→ 給付基礎日額の200日分、400日分、600日分、800日分又は1000日分

(重要) 前払いが受けられる限度の違いに注意！！

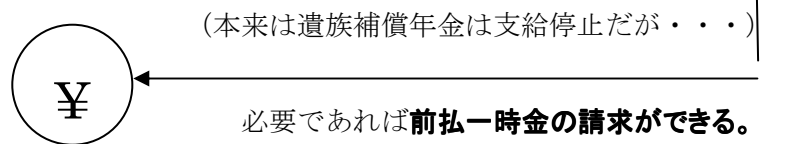
障害補償年金前払一時金 (障害等級1級) → 給付基礎日額の**1340日分まで**

遺族補償年金前払一時金 → 給付基礎日額の**1000日分まで**

(重要) 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹は遺族補償年金は60歳までは支給停止になるが、必要であれば遺族補償年金**前払一時金の請求**はできる。

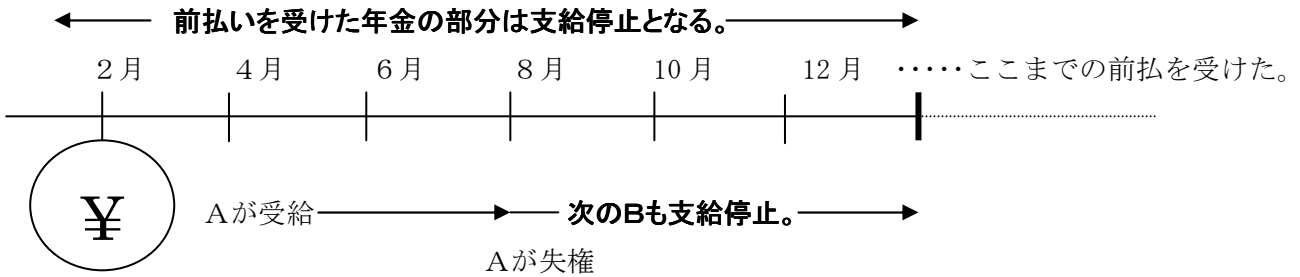


(例) 55歳以上60歳未満の夫



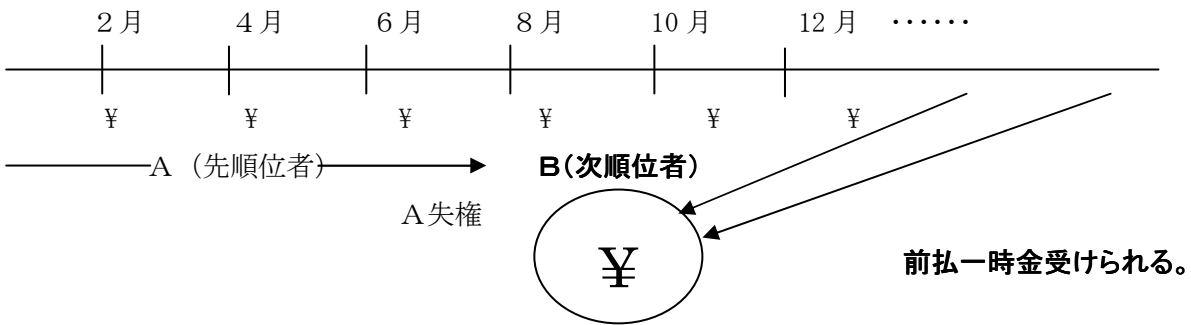
(補足1) 遺族補償年金前払一時金を受けた受給権者が失権し、次順位者が年金の受給権者になった場合で、まだ年金の支給停止期間が満了していない場合。

→ **新しい受給権者についても年金の支給停止が続く。**



(補足2) 失権した先順位者がまだ遺族補償年金前払一時金の請求をしていない場合で一定の要件を満たしていれば、転給者も遺族補償年金前払一時金の請求ができる。

(一定の要件) 遺族補償年金の支給決定の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過するまでの間に請求すること。



労働者災害補償保険法 第11回 講義資料

P295 4. 遺族補償一時金

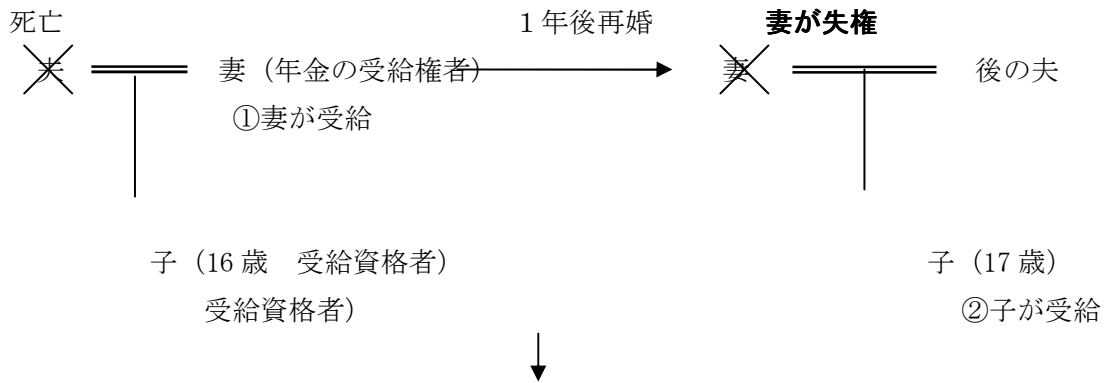
※ 遺族補償一時金は、どんな場合に支給されるのか？

- (1) 労働者の死亡当時遺族補償年金の受給権者がいなかった
(元々その収入によって生計を維持していた者がいなかった)
- (2) 遺族補償年金の受給権者が最後順位まで失権した場合で
それまで支給された**遺族補償年金及び遺族補償年金前払
一時金の合計額**が給付基礎日額の1000日分に満たない時

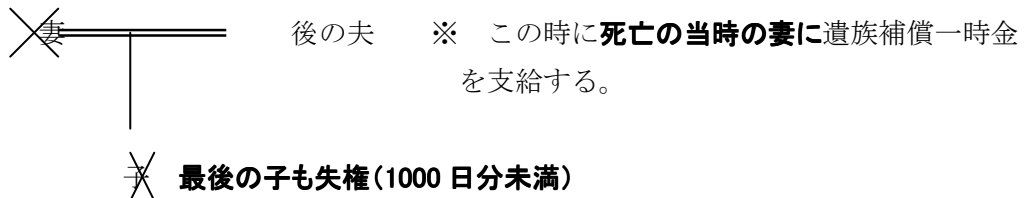
→ 給付基礎日額の
1000日分(満額)

→ 給付基礎日額の1000日分 - **遺族補償年金と遺族補償年金前払一時金の合計**

(例) 夫の死亡当時夫の収入によって生計を維持していた妻と子(一定障害ではない。)



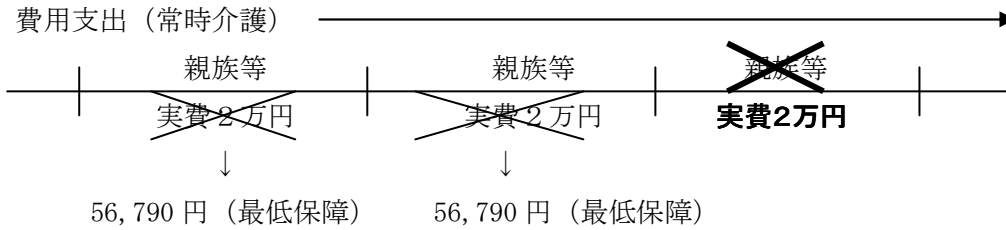
※ 子について18歳に達する日以後の最初の3月31日が経過した。



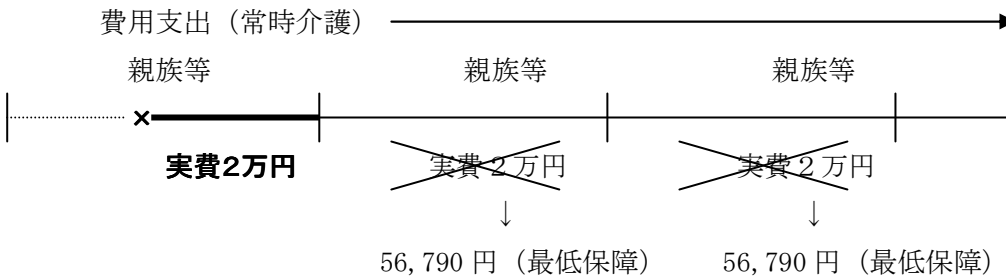
P298 1. 介護補償給付

最低限度額が保障されない場合(設例は、すべて常時介護を要する場合)

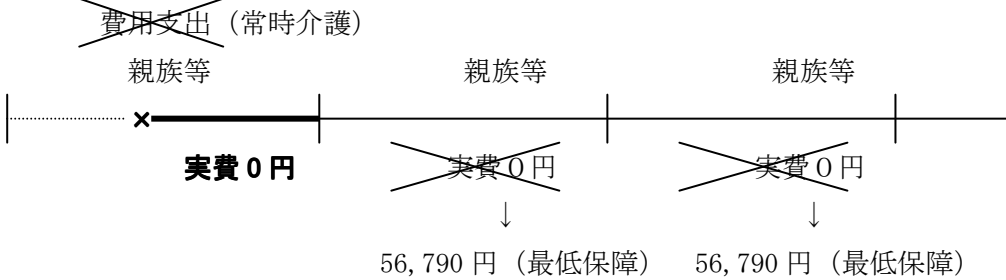
イ 介護費用を支出して介護を受けているが、**親族等による介護を受けた日がないとき**



ロ 介護費用を支出して介護を**受け始めた月**

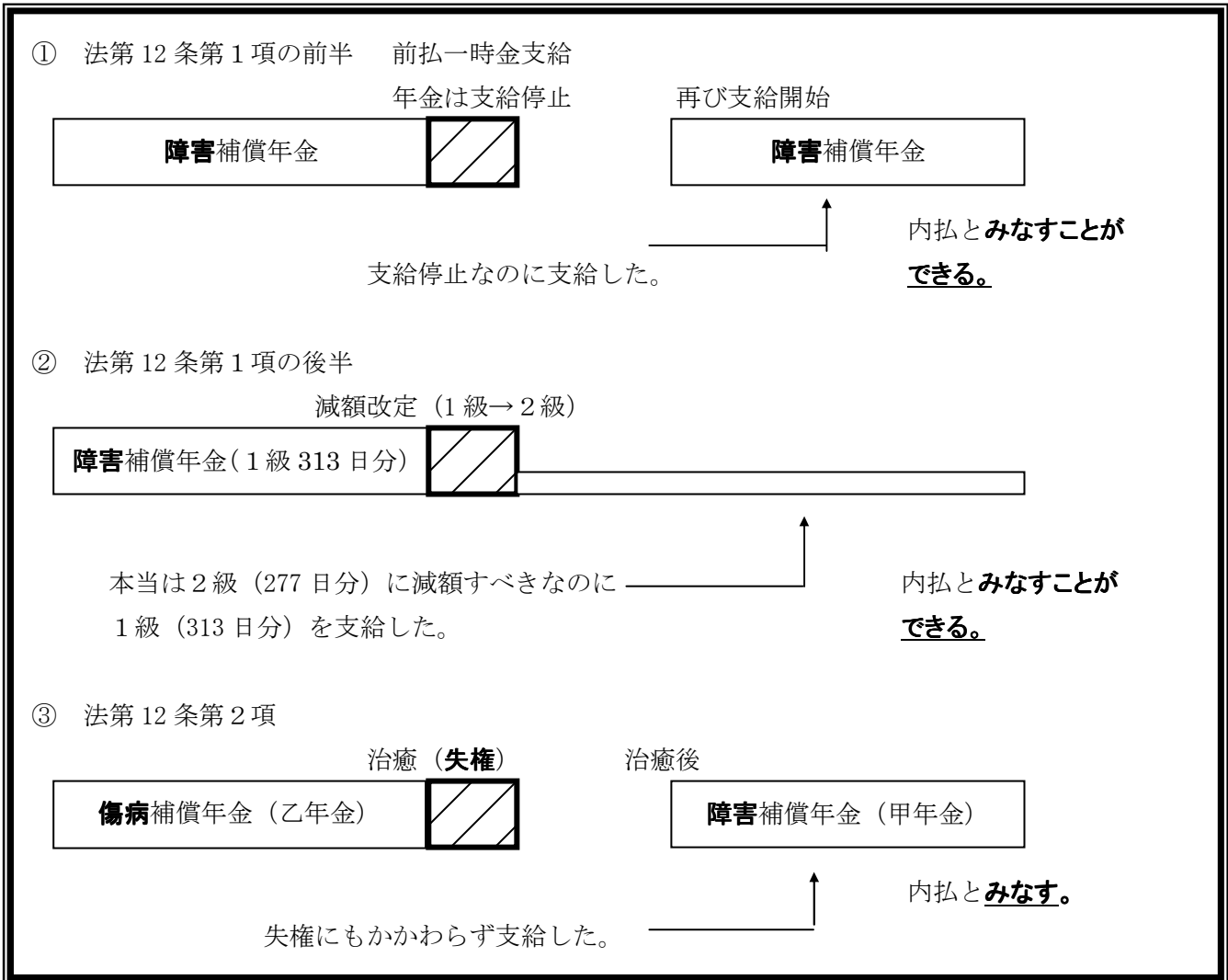


ハ **介護費用は支出しないで、親族等による介護を受け始めた月** (支給は翌月から)



労働者災害補償保険法 第12回 講義資料

P305 (1) 年金の内払

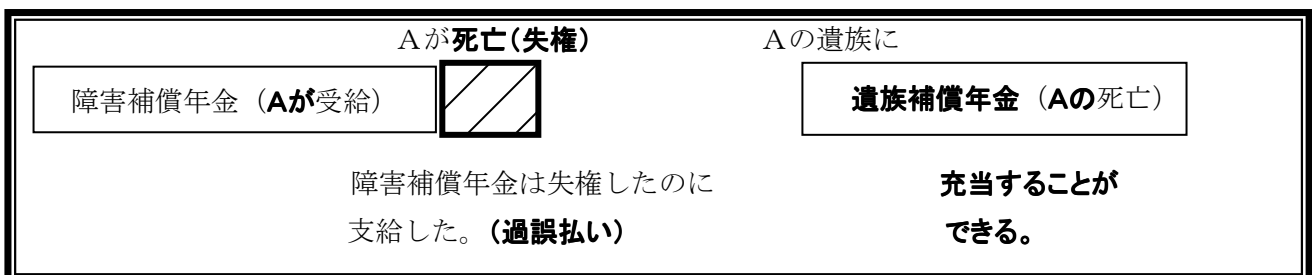


(用語の説明)

支給停止…受給権そのものは存在するがその時点では支給ができない状態(その年金の支給は復活する可能性がある。)

失権…その年金の受給権そのものが消滅すること。(その年金の支給はもう復活しない。)

P306 (2) 過誤払による返還金債権の充当



労働者災害補償保険法 第 15 回 講義資料

P 315 2. 特別支給金

☆ 実は保険給付以外にお金を支給する制度がある？

保険給付 + 一般の特別支給金 + ボーナス特別支給金
(特別加入者には出ない)

【休業補償給付・休業給付】

休業補償給付	+	休業特別支給金
休業給付 (給付基礎日額の 100 分の 60)		(給付基礎日額の 100 分の 20)

【傷病補償年金・傷病年金】

※ 傷病等級は第 1 級

傷病補償年金	+	傷病特別支給金	+	傷病特別年金
傷病年金 (給付基礎日額の 313 日分)		(114 万円)		(算定基礎日額の 313 日分)

【障害補償給付・障害給付】

① 障害等級第 1 級から第 7 級まで

※ 障害等級は第 1 級

障害補償年金	+	障害特別支給金	+	障害特別年金
障害年金 (給付基礎日額の 313 日分)		(342 万円)		前払一時金はない (算定基礎日額の 313 日分)

② 障害等級第 8 級から第 14 級まで

※ 障害等級は第 8 級

障害補償一時金	+	障害特別支給金	+	障害特別一時金
障害一時金 (給付基礎日額の 503 日分)		(65 万円)		(算定基礎日額の 503 日分)

【遺族補償給付・遺族給付】

① 労働者の収入により生計を維持していた遺族の場合

※ 遺族の数が4人以上の場合

遺族補償年金

+

遺族特別支給金

+

遺族特別年金

遺族年金

前払一時金はない

(給付基礎日額の245日分)

(300万円)

(算定基礎日額の245日分)

② 労働者の収入により生計を維持していた遺族がいなかった場合

遺族補償一時金

+

遺族特別支給金

+

遺族特別一時金

遺族一時金

(給付基礎日額の1,000)

(300万円)

(算定基礎日額の1,000日分)

【質問】… P245(4)について

交通事故で加害者から治療費(賠償金)を受け取ったら、労災からの現金給付がもらえなくなると聞いているのですが・・・?

政府



②政府は、労災からの保険給付を、受け取った治療費の**価額の限度**でしないことができる。

① 治療費(賠償金)を受け取った

被災労働者

第三者(加害者)

※ 治療費が労災の保険給付の金額以上の額であれば、保険給付は出ないということになる。

【こんなときにこれを知っておくとお得です!!】

※ 受け取った治療費が、ある程度金額が大きいと、保険給付の方はまったく受け取れなくなる場合がありますが、先に説明した**一般の特別支給金とボーナス特別支給金は、治療費の金額に関係なく、別途支給できます。**

★ 補足 (障害特別年金差額一時金の給付日数について)

(原則) 給付日数は障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金と同じ

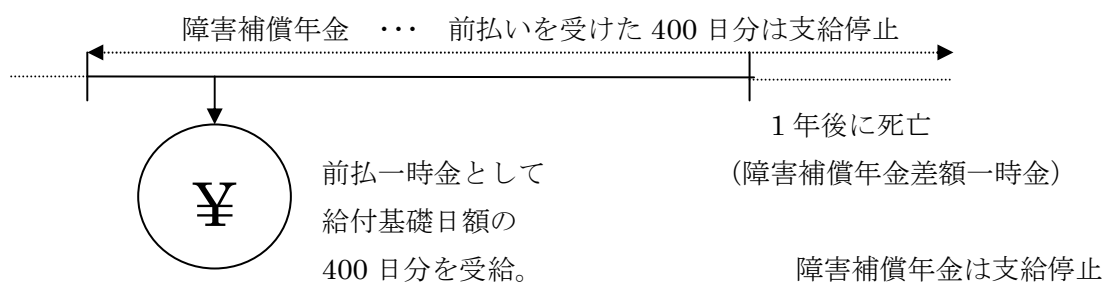
(例外) 但し、特別支給金には、**前払一時金の制度がないので**、障害補償年金又は障害年金について
前払一時金が支給されたときは、給付日数が異なる。

※ 障害(補償)年金差額一時金(第1級)
給付基礎日額の1340日分 - (既に受けた障害(補償)年金 + **障害(補償)年金前払一時金**)

※ 障害特別年金差額一時金(第1級)
算定基礎日額の1340日分 - 既に受けた障害特別年金

(1) 障害(補償)年金差額一時金

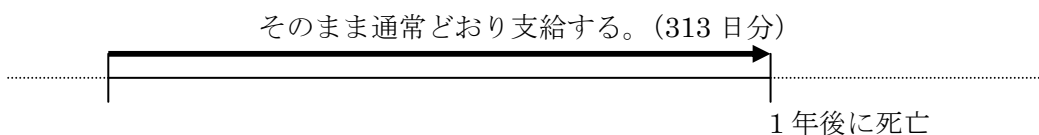
障害補償年金(第1級)



$$\begin{aligned} \text{障害(補償)年金差額一時金} &= \text{給付基礎日額の1340日分} - (0\text{日分} + 400\text{日分}) \\ &= \text{給付基礎日額の940日分} \end{aligned}$$

(2) 障害特別年金差額一時金

障害特別年金(第1級)



$$\begin{aligned} \text{障害特別年金差額一時金} &= \text{算定基礎日額の1340日分} - 313\text{日分} \\ &= \text{算定基礎日額の1027日分} \end{aligned}$$

(重要) 障害(補償)年金前払一時金が生かされているため、障害(補償)年金が支給停止になっている場合でも、**障害特別年金は支給停止されない。**

労働者災害補償保険法 第 17 回 講義資料

	中小事業主等	一人親方等	海外派遣者
加入する場合の要件	①労働保険事務の処理を 労働保険事務組合に委託している。 ②常時使用する労働者数が 300人(金融業、保険業、不動産業、小売業は50人、卸売業とサービス業は100人)以下。 ③労災の保険関係が成立していること。 ④政府の承認がある。	①一人親方又は特定作業従事者の 団体 がその構成員及びその構成員が行う事業に従事する者の業務災害及び通勤災害 (一部の者の通勤災害は不適用) に関して労災保険の適用を受けることについて申請し、政府の承認がある。	① 国内の派遣団体又は派遣事業主について、継続事業として労災保険に係る保険関係が成立していること。 (国内にある派遣元は有期事業ではないこと。) ② 国内の派遣団体又は派遣事業主が、特別加入の申請をして政府の承認がある。
加入又は脱退のときの注意点(重要)	①中小事業主が行う事業に従事する労働者以外の者(家族従事者等)がいる場合は、原則としてその該当する すべての者を包括加入すること。 (脱退の場合も同じ。) (例外) 病気療養中のため実際に就業していない事業主等は、包括加入の対象から除外することができる。	①加入申請については個別では行えず、その 所属する団体を通じて 加入申請をする。 ②一人親方等として特別加入した者は、 同種 の事業又は作業に関しては 他の団体に二重加入することはできない。 ②一人親方等に家族従事者等がいる場合はその該当する すべての者を包括加入すること。 (脱退の場合も同じ。)	①これまでの中小事業主、一人親方等とは異なり、海外派遣者のすべての者を 包括して加入する必要はない。 ②海外に派遣される者は、新たに派遣される者に限らず、既に海外の事業に派遣されている者についても特別加入することができる。 ③海外出張は海外派遣にはあたらない。

【労働者と特別加入者との違い】

	労働者	特別加入者
二次健康診断等給付	支給される。	支給されない。
ボーナス特別支給金	支給される。	支給されない。
給付基礎日額	平均賃金に相当する額(原則)	3,500円～20,000円の範囲内で厚生労働大臣が決定する額(原則)
給付基礎日額(年齢階層別の最低限度額・最高限度額)	適用あり。	適用なし。
休業補償給付・休業給付	賃金喪失要件が必要。	賃金喪失要件は不要。
保険料滞納中の事故等	費用徴収	支給制限
療養給付の一部負担金	原則として一部負担金は必要。	一部負担金は不要。